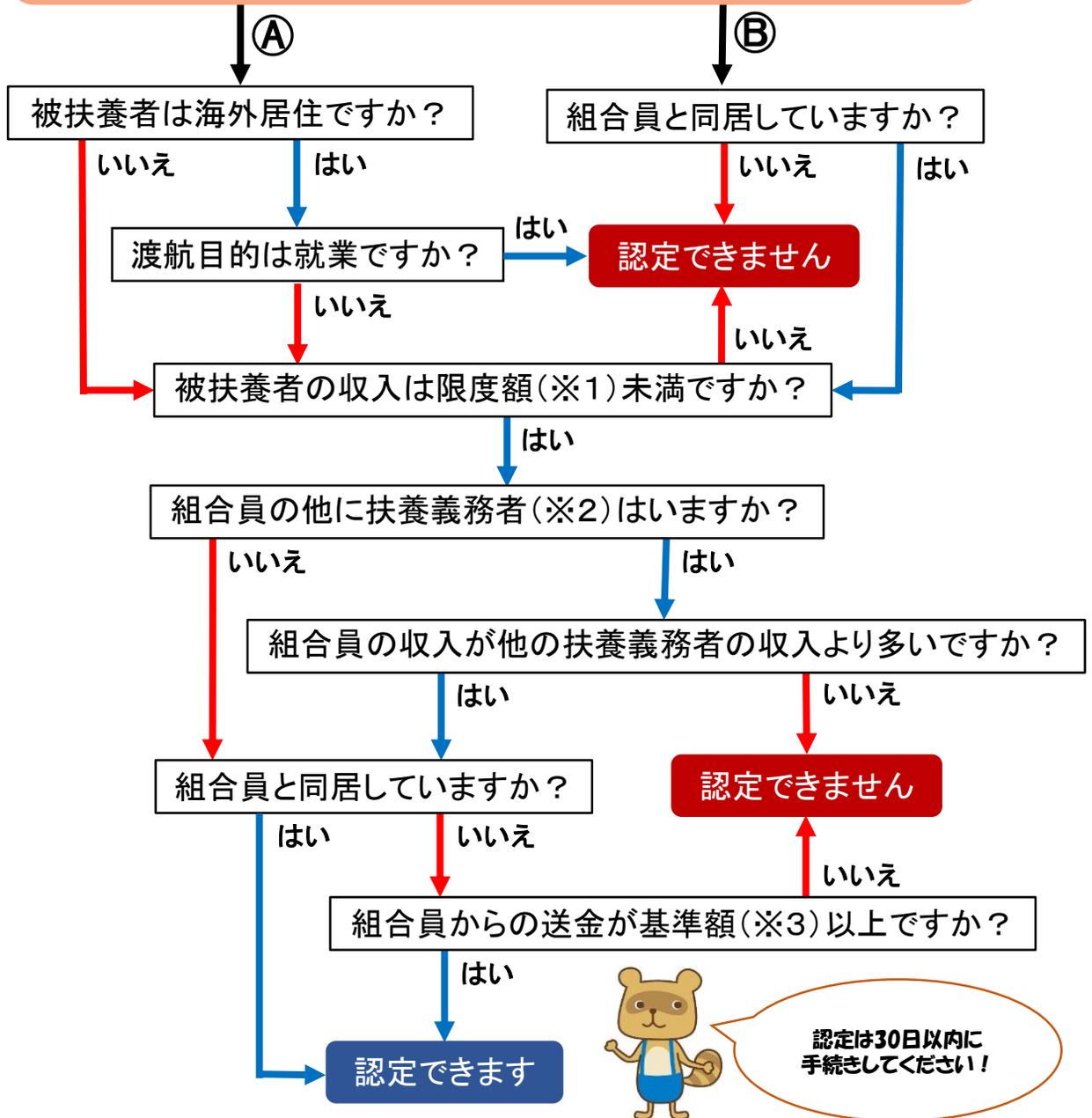


【被扶養者の認定要件確認フロー】

(別紙3)

組合員との続柄は？

- Ⓐ 配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹、孫
- Ⓑ 義父母、伯父母、叔父母、曾祖父母、甥・姪、その他



認定は30日以内に
手続きしてください！

(※1)被扶養者の収入の限度額とは下表のとおりです。

| | 年額 | 月額 | 日額(雇用保険等) |
|--|---------|------------|-----------|
| 下記以外の収入 | 130万円未満 | 108,334円未満 | 3,612円未満 |
| 60歳以上の者、障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者 | 180万円未満 | 150,000円未満 | 5,000円未満 |

年額が限度額未満でも、月額・日額が超過している場合は取消となります。

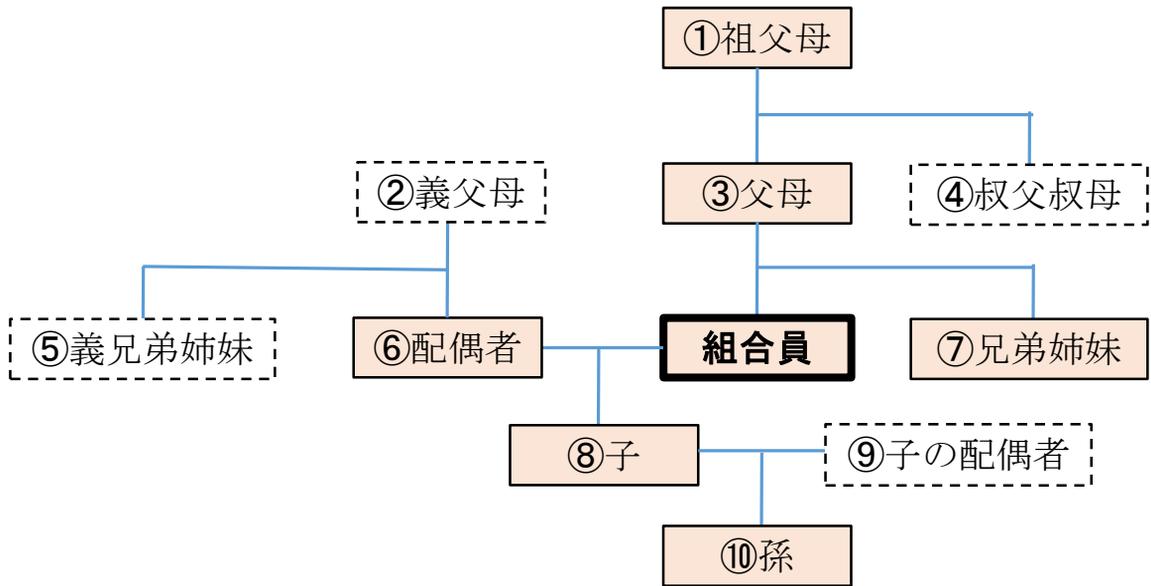
収入が不安定な場合は、3か月連続して月額限度額を超えたところで原則取消となります。

(※2)他の扶養義務者とは、組合員および被扶養者の配偶者や父母、組合員の兄弟姉妹等です。

(※3)送金の基準額とは、被扶養者の収入額に占める送金額の割合が1/3以上です。

組合員の送金額が他の扶養義務者より少ない場合は、認定できません。

【被扶養者の扶養義務者について】



の被扶養者は、「組合員と同居」が認定要件です。

| 被扶養者 | 組合員の他の「扶養義務者」 |
|---------|-----------------------------|
| ① 祖父母 | ①の配偶者、③、④、⑦ |
| ② 義父母 | ②の配偶者、⑤、⑥ |
| ③ 父母 | ③の配偶者、⑦ |
| ④ 叔父叔母 | ①、③、④の配偶者、④の子 |
| ⑤ 義兄弟姉妹 | ②、⑤（被扶養者）の配偶者、⑤（被扶養者以外の者）、⑥ |
| ⑥ 配偶者 | 組合員の他の扶養義務者は無し |
| ⑦ 兄弟姉妹 | ③、⑦（被扶養者）の配偶者、⑦（被扶養者以外の者） |
| ⑧ 子 | ⑥、⑨ |
| ⑨ 子の配偶者 | ⑥、⑧ |
| ⑩ 孫 | ⑥、⑧、⑨ |

被扶養者や扶養状況によって、表に記載のない扶養義務者がいる場合があります。